



目次

告 示	ページ
○基本測量の実施の通知（6件）（用地対策課）	1
○基本測量の終了の通知（4件）（ " ）	1
○公共測量の実施の通知（30件）（ " ）	1
○公共測量の終了の通知（18件）（ " ）	4

告 示

高知県告示第463号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年9月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間
令和2年10月19日から令和3年3月31日まで
- 作業地域
室戸市

高知県告示第464号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年2月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 作業期間
令和3年3月1日から同月31日まで
- 作業地域
高知県全域

高知県告示第465号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年3月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（国土広域情報修正）
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 作業地域
高知県全域

高知県告示第466号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年3月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 作業地域
高知県全域

高知県告示第467号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年3月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 作業期間
令和3年4月20日から令和4年2月28日まで
- 作業地域
四万十市

高知県告示第468号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年3月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（地磁気測量及び航空重力測量）
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 作業地域
地磁気測量にあっては室戸市、航空重力測量にあっては高知県全域

高知県告示第469号

国土交通省国土地理院長から令和2年5月高知県告示第343号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和2年11月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第470号

国土交通省国土地理院長から令和2年7月高知県告示第549号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和3年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第471号

国土交通省国土地理院長から令和3年7月高知県告示第463号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和3年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第472号

国土交通省国土地理院長から令和3年7月高知県告示第464号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和3年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第473号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年5月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）
- 作業期間
令和2年4月28日から令和3年3月31日まで
- 作業地域
高知市

高知県告示第474号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年6月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

<p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年6月22日から同年7月31日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡本山町下関地内</p> <p>高知県告示第475号</p> <p>国土交通省四国地方整備局大渡ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年7月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p>	<p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所管内の国道33号（吾川郡いの町から高岡郡越知町まで）沿線</p> <p>高知県告示第478号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年8月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（三次元データ計測）</p> <p>2 作業期間 令和2年9月1日から令和3年2月26日まで</p> <p>3 作業地域 高知県の一部</p> <p>高知県告示第479号</p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年8月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年7月3日から同年12月28日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町佐賀地内</p> <p>高知県告示第480号</p> <p>法務省高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年9月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年9月15日から令和3年2月26日まで</p> <p>3 作業地域 高知市の一部（同市高須東町及び介良の各一部）</p> <p>高知県告示第481号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年10月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同</p>	<p>法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年10月1日から同年11月30日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町</p> <p>高知県告示第482号</p> <p>国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年10月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年10月2日から令和3年2月26日まで</p> <p>3 作業地域 高知市及び吾川郡いの町の各一部（高知市春野町仁ノから吾川郡いの町加田まで）</p> <p>高知県告示第483号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年10月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年10月2日から同年12月15日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町怒田地内</p> <p>高知県告示第484号</p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年10月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）</p>
<p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（2級基準点復旧測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年7月1日から同年10月30日まで</p> <p>3 作業地域 吾川郡仁淀川町橋地内</p> <p>高知県告示第476号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年8月3日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）</p> <p>2 作業期間 令和2年8月3日から令和3年1月29日まで</p> <p>3 作業地域 吉野川上流域及び中流域</p> <p>高知県告示第477号</p> <p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年8月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（数値図化及び航空レーザ解析）</p> <p>2 作業期間 令和2年8月3日から同年12月25日まで</p> <p>3 作業地域</p>		

<p>2 作業期間 令和2年10月7日から令和3年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 四万十川、後川及び中筋川の流域</p> <p>高知県告示第485号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年10月28日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年10月26日から令和3年1月15日まで</p> <p>3 作業地域 土佐郡大川村中切地内</p> <p>高知県告示第486号 国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月6日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）</p> <p>2 作業期間 令和2年10月30日から令和3年3月19日まで</p> <p>3 作業地域 高知市、南国市、土佐市及び香南市</p> <p>高知県告示第487号 安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（既成図数値化）</p> <p>2 作業期間 令和2年11月6日から同年12月29日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市</p> <p>高知県告示第488号 安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39</p>	<p>条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（道路台帳平面図数値図化）</p> <p>2 作業期間 令和2年11月6日から同年12月29日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市</p> <p>高知県告示第489号 農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年11月10日から令和3年3月22日まで</p> <p>3 作業地域 南国市</p> <p>高知県告示第490号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年6月23日から同年12月28日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町佐賀地内</p> <p>高知県告示第491号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）</p> <p>2 作業期間</p>	<p>令和2年11月20日から同年12月28日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町佐賀地内</p> <p>高知県告示第492号 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年11月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年12月10日から令和3年2月28日まで</p> <p>3 作業地域 土佐清水市の一部（同市西町ほか）</p> <p>高知県告示第493号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年12月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年12月4日から令和3年2月26日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町怒田、八畝及び立野地内</p> <p>高知県告示第494号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年12月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和2年7月3日から同年12月28日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町</p> <p>高知県告示第495号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年1月18日に受けたの</p>
---	--	--

<p>で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年1月12日から同年8月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町佐賀地内</p> <p>高知県告示第496号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年2月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年3月1日から同年8月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町有井川地内</p> <p>高知県告示第497号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年3月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年3月15日から同年5月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知市の一部（同市一宮から五台山まで）</p> <p>高知県告示第498号 国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年3月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量）</p>	<p>2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>3 作業地域 高知県全域</p> <p>高知県告示第499号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年3月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年2月17日から同年8月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町有井川地内</p> <p>高知県告示第500号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年3月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年3月25日から同年6月30日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町立川上名地内</p> <p>高知県告示第501号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年3月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年3月29日から同年6月30日まで</p> <p>3 作業地域 長岡郡大豊町</p> <p>高知県告示第502号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとお</p>	<p>り公共測量を実施する旨の通知を令和3年4月2日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業期間 令和3年3月2日から同年8月31日まで</p> <p>3 作業地域 幡多郡黒潮町有井川地内</p> <p>高知県告示第503号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和元年10月高知県告示第447号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年6月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第504号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和2年3月高知県告示第214号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年10月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第505号 安芸市長から令和2年7月高知県告示第550号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年8月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第506号 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和2年7月高知県告示第551号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年10月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第507号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和2年7月高知県告示第552号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測</p>
---	---	--

<p>量が令和2年10月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第508号</p> <p>国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和2年8月高知県告示第721号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年9月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第509号</p> <p>高知市長から令和3年7月高知県告示第473号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第510号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第474号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年10月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第511号</p> <p>国土交通省四国地方整備局大渡ダム管理所長から令和3年7月高知県告示第475号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年10月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第512号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第476号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第513号</p>	<p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和3年7月高知県告示第477号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年1月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第514号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から令和3年7月高知県告示第478号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第515号</p> <p>法務省高知地方務局長から令和3年7月高知県告示第480号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第516号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第481号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第517号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第483号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和2年12月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第518号</p> <p>農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和3年7月高知県告示第489号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p>	<p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第519号</p> <p>高知県幡多土木事務所土佐清水事務所長から令和3年7月高知県告示第492号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年2月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第520号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和3年7月高知県告示第493号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和3年7月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>
--	--	---